



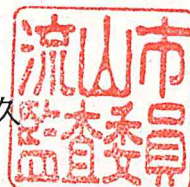
流山市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（公金管理）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和3年9月2日

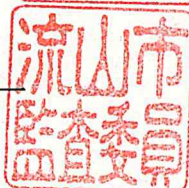
流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一



令和3年度
隨時監査報告書

[公金管理]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査を実施した監査委員名	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の実施日時及び場所	1
第 6	監査の着眼点及び実施内容	1
第 7	監査の結果	2

令和3年度随時監査報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第1号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

第1 監査の種類

令和3年度随時監査（公金管理）

第2 監査を実施した監査委員名

菅生 泰久

森 亮二

坂巻 儀一

第3 監査の対象

対象部課：生涯学習部公民館

監査の範囲：公金等の管理に関する財務事務

第4 監査の期間

自 令和3年5月19日

至 令和3年7月2日

第5 監査の実施日時及び場所

令和3年5月19日 午後1時30分から 公民館

第6 監査の着眼点及び実施内容

監査の実施に当たっては、監査当日の午前9時に通知をして、監査の対象施設に赴き、現金残高の確認を行うとともに、関係職員から公金の管理方法等について説明を聴取し、流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）及び公金等適正管理マニュアル（平成22年2月制定）に基づき、公金等の管理が適正に行われているかに主眼を置いた。

第7 監査の結果

1 総合意見

監査の結果、生涯学習部公民館（以下「公民館」という。）を調査した範囲において、監査実施時の現金と関係帳簿が符合していることを確認した。

令和元年度の公民館の公金監査では、調定の起票を収納金が発生した日に調定せず、数日分を合算し起票をしていたため、注意事項としていたが、今回の公金監査で公金の入金時期等について調査した結果、遅延なく入金処理が行われ、調定の事務処理についても改善されていることが確認できた。

令和2年度から「流山市公金等輸送業務委託」の受託業者の変更により、公金引渡し手続きに変更点があったが、公民館において「公金等適正管理マニュアル」及び「公金輸送マニュアル（窓口対応分）」を改訂し、おおむね適正に管理していることを確認した。

また公民館の利用者が、館内の公衆電話等を使用する際に小銭を必要とした場合、できる限り両替の希望に対応するため「公金管理マニュアル」に取扱いを記載するなど、公民館の利用者に対するきめ細やかな配慮がうかがえたことは評価に値する。

しかしながら公金等を入れている手提げ金庫の保管場所が、施錠はしていたものの所属長の個人貸与のロッカーであったので、金額の大小に関わらず公金であることを重要視し、耐火金庫等に厳重に保管するよう改められたい。

粗大ごみの処理券販売用の釣銭については、施設使用料等の釣銭とは別にクリーンセンターが会計管理者に交付申請したものを公民館が借り受けていた。流山市釣銭取扱い要領に「借受け」についての規定がないため、独自の書式により公金の受け渡しを行っていたが、釣銭をクリーンセンターから借り受けることとなった経緯等が不明確であった。公民館の通常業務として釣銭が必要であれば、クリーンセンターから借り受けるのではなく、公民館の釣銭として会計課に申請すべきと考える。同様の取扱いを行っている課等についても、現金の適正な管理・責任の観点からも、他課から借り受けることはせず、改めて会計課と協議するなど、全庁的な改善を望む。

また釣銭を職員の私費で両替することがあることが判明したが、他課で利用している公金等輸送業務委託の両替金配送サービスを導入するなどし、私費と混同するリスクを極力低減するよう要望する。

指摘事項等については、後述する。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、指摘事項及び検討・要望事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 指摘事項等一覧】

部課名（施設名）等	指摘事項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計	計	
生涯学習部公民館			2					2	1	0
計	0	0	2	0	0	0	0	2	1	0

〔指摘事項〕

- (1) 法令、条例、規則等に違反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

〔検討・要望事項〕

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

〔注意事項〕

軽易な誤りである事項は、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

＜事故が発生するおそれがある事項＞

・公金等を手提げ金庫に入れて、所属長の個人貸与のロッカーに施錠し保管していた。公金の取扱いについては、金額の大小に関わらず、耐火金庫等に保管するなど、より厳格な管理をするよう改められたい。また年度末の予算残による対応に限らず、財政担当部署と協議し、対応を検討されたい。

・粗大ごみの処理券の販売にかかる釣銭をクリーンセンターから借り受け保管していた。粗大ごみの処理券の販売は、公民館の通常業務として行われているものであり、出納員としての公金の適正な運用、管理及び責任の観点からも、クリーンセンターから借り受けることはせず、改めて会計課と協議し、公民館として釣銭を用意されたい。

(2) 検討・要望事項

・釣銭不足が発生した際の両替を職員の私費で対応することがあることが判明した。公金等輸送業務委託の両替金配送サービスを利用するなどし、公金が私費と混同しないよう対策を講じられたい。